

審第2517号-1
答申第392号
令和8年8月4日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年11月6日付け市第〇〇号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第365号

令和7年10月2日付けで審査請求人から提起された、令和7年9月22日付け市第〇〇号-1で行った保有個人情報不開示決定に係る審査請求及び令和7年9月22日付け市第〇〇号-2で行った保有個人情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年9月22日付け市第〇〇号一1で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け市第〇〇号一2で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、未成年者である審査請求人の子の法定代理人として、令和7年7月2日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第2項の規定により、「千葉県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況（特定にあたり必要な情報）出生の年月日：〇〇（生年月日〇〇年〇〇月〇〇日）」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行い、また、未成年者である審査請求人の子の法定代理人として、同日付けで「千葉県知事保存本人確認情報（住所以外）の提供又は利用の状況（特定にあたり必要な情報）出生の年月日：〇〇（生年月日〇〇年〇〇月〇〇日）」の開示請求（以下「本件開示請求2」といい、本件開示請求1と併せて「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、法第77条第3項の規定により、令和7年7月31日付け審第〇〇号で開示を請求する保有個人情報の特定のための補正の求め（以下「本件補正の求め1」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は本件補正の求め1に対して、開示請求する保有個人情報は住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）上に保存されている保有個人情報と回答（以下「本件補正回答1」という。）した。
- (4) 実施機関は、本件開示請求に対し、法第77条第3項の規定により、令和7年8月22日付け市第〇〇号で審査請求人の子である本件開示請求1及び本件開示請求2に係る保有個人情報の本人（以下「各請求対象者」という。）の現住所等を記載するよう補正の求め（以下「本件補正の求め2」という。）を行った。

(5) 審査請求人は本件補正の求め2に対して、令和7年9月5日付け「保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）および住所以外の保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）の補正連絡」で実施機関が求める各請求対象者の現住所等は回答せず、転学前住所等を回答（以下「本件補正回答2」という。）した。

(6) 実施機関は、本件開示請求1に対し、「本件について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項第2号に規定する『開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項』として、保有個人情報の本人である〇〇に係る『住所（現住所）』等を確認するため、令和7年8月22日付け市第〇〇号により、保有個人情報開示請求書の補正を求めたところ、令和7年9月5日付け『保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）および住所以外の保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）の補正連絡』が当県に到達した。上記において、当県が補正を求めている『住所（現住所）』が示されなかったことから、保有個人情報の特定ができないため。」との理由により、本件決定1を行った。

また、本件開示請求2に対しては、「本件について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項第2号に規定する『開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項』として、保有個人情報の本人である〇〇に係る『住所（現住所）』等を確認するため、令和7年8月22日付け市第〇〇号により、保有個人情報開示請求書の補正を求めたところ、令和7年9月5日付け『保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）および住所以外の保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）の補正連絡』が当県に到達した。上記において、当県が補正を求めている『住所（現住所）』が示されなかったことから、保有個人情報の特定ができないため。なお、本件は、上記のとおり保有個人情報の特定ができないため開示をしないこととしたことから、『住所以外の保有個人情報開示請求書』として『住所以外』の開示を請求していたとしても、全部を不開示とする。」との理由により本件決定2を行った。

(7) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和7年10月2日付けで、本件決定1及び本件決定2についてそれぞれ審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(8) 実施機関は、本件審査請求を受けて、行政不服審査法第39条の規定により、令和7年11月6日付けで、本件決定1についての審査請求に係る審理手続及び本件決定2についての審査請求に係る審理手続を併合した。

- (9) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和7年11月6日付け市第〇〇号―1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、以下のとおり主張している。
本件決定は適法ではなく、取消しと開示の義務付けを求める。
- (2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 反論の趣旨

弁明書1「弁論の趣旨」について、これを争う。

(ア) 期限について

仮に、県が期限徒過を理由として不利益な取扱いをする趣旨であるとしても、当該期限が法令上の不変期間等として明確に位置付けられていない限り、提出された補正の内容を実質的に審理せずに排斥することは相当ではない。権利救済の観点からも、補正の趣旨、内容及び本人特定の可能性も踏まえ、実質審理を尽くすべきである。

(イ) 本件審査請求の実質的争点について

以上を踏まえると、本件審査請求の実質的争点は、裁決時点までに、県が求める補正が法的根拠に照らして適法、相当な内容か（本人特定の要件と補正要求の範囲）、本人特定が可能であるにもかかわらず不開示決定とした判断が適法か、代替方法を含めた本人特定の手段がある場合に、審査請求人による継続的な補正、協力をどこまで考慮すべきか、にある。

(ウ) 県が求めた補正（本人特定要件）について

法が要請するのは、開示請求に係る「本人」を合理的に特定することであり、常に住所等の記載を求めなければ本人特定ができないというものではない。後述の代替方法を含め、本人特定ができない合理的理由は存在しない。

また、戸籍の附票に係る該当情報の提供が代替的方法として事務取扱要領上も認められていること、さらに判例においても代替方法の実施義務が明確に判示されていることを看過している。

仮に県が不開示決定の適法性を主張するのであれば、少なくとも、

- a 代替方法の実施に向け、合理的な努力を継続的に尽くしたこと、
 - b その結果として、代替方法が合理的に存在しないこと、
- を県自らが具体的に主張立証すべきである。

そもそも代替方法が法制度上認められている趣旨は、国民の権利利

益の侵害を回避するためである。個人情報の開示が原則とされていることを踏まえても、不開示決定は慎重になされるべきである。

(エ) 審査請求人の主張について

「転学前住所」は参考情報にとどまるものであり、審査請求人の主張の中心ではない。

審査請求人の主張は、代替方法を通じて、正確な現在の住所等を既に提示しているという点にある。

仮に県が現時点でなお現在の住所等を把握できていないのであれば、それは審査請求人の不備ではなく、県における代替方法の履行、確認手続に瑕疵があることを示すものである。

また、開示請求に必要な資料の戸籍の附票の請求は、審査請求人において既に実施している。

その結果として、〇〇において、代替方法による住所等の提示に関する教示を受けており、これを受けて、千葉県に対し「〇〇へ照会されたい」旨を通知している。

(オ) 代替措置に関する補足情報（照会先）について

代替措置に関する〇〇の照会先は以下のとおりである。

〇〇

(カ) 千葉県知事保存本人確認情報（住所以外）について

以上により、直ちに不開示とする理由は存在しない。

加えて、請求内容には「住所以外」の本人確認情報も含まれているところ、当該部分について不開示とする理由は存在しない。

(キ) 改正民法の趣旨について（予備的主張）

予備的に、令和8年4月1日施行予定の改正民法の趣旨（子の利益の重視）も踏まえると、本件において不開示とする合理的理由はない。

イ 本件審査請求の社会的意義

令和8年4月1日施行予定の改正民法の趣旨は、子の利益を重視する点にある。改正前の現行制度の下では、子の利益と行政処分が相反、矛盾する事例が生じ得た。

本件審査請求は、改正民法の趣旨を踏まえつつ、子の利益と行政実務（情報開示、本人特定手続）とを整合させる具体的事例を積み上げ、真に子の最善の利益を重視する社会の形成に資する社会的意義を有する。

ウ 結語

以上より、弁明書の主張は採用されるべきではなく、本件決定は取り消され、請求に係る情報について開示を命ずる旨の裁決が相当である。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却及び却下することが相当である。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

(イ) 保有個人情報の特定及びそれが記録された行政文書の内容について

a 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、審査請求人に補正を求めたが、審査請求人から示された補正内容が十分ではなかったことから、本件開示請求に係る保有個人情報を特定することはできなかった。

b 行政文書の内容

本件開示請求は、住基ネットに係る都道府県知事保存本人確認情報の提供又は利用の状況（以下「本人確認情報提供状況」という。）の開示請求である。

住基ネットとは、住民の利便性の向上と国及び地方公共団体等の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたものである。この住基ネットで保有している情報は、氏名、氏名の振り仮名、住所、生年月日、性別に加え、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報である「本人確認情報」となっている。

住基ネットに係る本人確認情報提供状況の開示請求とは、住民が、住基ネットに保存されている自己に係る本人確認情報について、国及び地方公共団体等の行政機関に「いつ」、「どこへ」、「何の事務に」提供されたかを確認するものであり、法に基づく保有個人情報の開示請求として制度上は整理されている。

イ 処分の理由

(ア) 保有個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件補正の求め1により、どのような事務に係る保有個人情報が対象となるか特定するため、審査請求人に対し補正を求めたところ、本件開示請求の対象が住基ネット上に保存されている保有個人情報であることを特定した。

その後、本件補正の求め2により、保有個人情報を特定するに足りる事項に不足があるとして、本件開示請求1に係る本人（以下「対象者①」という。）及び本件開示請求2に係る本人（以下「対象者②」

という。)に係る「住所（現住所）」等を確認するため、審査請求人に対し補正を求めたところ、対象者①及び②に係る「住所（現住所）」が示されなかったことから、本件開示請求に係る保有個人情報を特定することはできなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由について

決定通知書に記載したとおり、法第77条第1項第2号に規定する「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」として、保有個人情報の本人である対象者①及び②に係る「住所（現住所）」等を確認するため、本件補正の求め2により、保有個人情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）の補正を求めたところ、令和7年9月5日付け「保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）および住所以外の保有個人情報開示請求書（令和7年7月2日付）の補正連絡」が到達したが、補正を求めている「住所（現住所）」が示されなかったことから、保有個人情報の特定ができないため、本件開示請求については全部を開示しないことに決定した。

なお、本件は、上記のとおり保有個人情報の特定ができないため開示をしないこととしたことから、対象者②に係る「住所以外の保有個人情報開示請求書」として「住所以外」の開示を請求していたとしても、全部を不開示とした。

これをより詳しく説明すると、以下のとおりとなる。

まず、開示請求書の形式的要件である記載事項は法第77条第1項に規定されている。この記載事項として、同項第2号に「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」が定められていることから、開示請求書には「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載する必要がある。この「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」について、法第77条第1項第1号に「開示請求をする者の氏名及び住所又は居所」が開示請求書の記載事項として定められていることから、行政機関等が開示請求に際して特定個人の本人確認を行うためには、少なくとも「氏名及び住所又は居所」の把握が必要であると法が要請しているものと考えられる。

そのため、法定代理人が本人に代わって開示請求を行う場合でも、「本人の氏名及び住所又は居所」は行政機関等が本人確認を行うために必要な記載事項であり、法第77条第1項第2号に規定する「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」として、本人の保有個人情報を特定するために開示請求書に記載することが必要な形式

的要件である。補足として、法を所管する個人情報保護委員会の事務局が作成している「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（令和４年２月（令和７年１０月一部改正））」においても、「開示請求は、未成年者や成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって行うこともできる。この場合においては、開示請求者のみならず、本人の氏名及び住所又は居所についても記載する。」と示されている。

また、「本人の氏名及び住所又は居所」は、本人自身を特定するために必要な情報であることから、本人に係る過去の情報等ではなく、現在の情報であることが求められるものと考えられる。このことについて、例えば開示請求をする者が本人に係る現住所ではなく前住所を示した場合、行政機関等が前住所という情報に基づき本人の探索をする必要がある。しかし、法第７６条に規定する開示請求権は、あくまで行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる権利と定められており、行政機関等に対し本人について探索を求めることができる権利ではないと解される。

一方、本件開示請求について、当初に受付をした開示請求書には、対象者①及び②に係る「本人の氏名、生年月日」は記載されているが、「本人の住所又は居所」は記載されていない。また、添付資料として、審査請求人に係る免許証の写し及び住民票の写し並びに審査請求人を戸籍の筆頭者とし対象者①及び②が審査請求人の「子」として記録されている戸籍謄本の写しの３点が提出されたが、審査請求人が対象者①及び②の法定代理人（親）であることは確認できたものの、対象者①及び②に係る「本人の住所又は居所」は確認できなかった。

このため、本件補正の求め２として、対象者①及び②の「自己に係る本人確認情報の利用に関する同意書」（以下「同意書」という。）により、「住所（現住所）」等の記載を審査請求人に求めた。同意書は、本人確認情報提供状況の開示事務に際して必要となる「自己に係る本人確認情報」等の確認を目的としており、添付書類をもつてなお形式的要件である「本人の住所又は居所」が確認できない状況を踏まえ、改めて「住所（現住所）」として記載を求めたものである。

これに対し、審査請求人から、任意様式による本件補正回答２があったが、対象者①及び②に係る「住所（現住所）」ではなく、「転学前住所」が記載されていた。このことにより、審査請求人は対象者①及び②に係る「住所（現住所）」を示すことができないものと判断し、対象者①及び②に係る保有個人情報が特定できないため、開示請求書の形式的要件に不備があるものとして全部を開示しないことに決定し

たものである。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は本件決定が適法ではないと主張しているが、上述のとおり法に基づき適切に本件決定をしているため、本件決定の取消しを求める請求は理由がなく棄却されるべきであり、また、本件決定は取り消されるべきものではないことから、これらを開示することの義務付けを求める訴えは不適法（行政事件訴訟法第37条の3第1項第2号）であり却下されるべきである。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定の取消しと本件開示請求に係る保有個人情報の開示を求めているため、以下、検討する。

(2) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関は、本件開示請求は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されておらず、保有個人情報が特定できないため、開示請求書の形式的要件に不備があるものとして本件決定を行った旨主張している。

イ 法第77条第1項第2号では、開示請求書に記載しなければならない事項として「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人を特定するに足りる事項」と規定している。

この点、開示請求書に記載を求められる「保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、行政機関等の職員が、当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を他の保有個人情報と識別できる程度の記載を要するものと解される。

ウ これを本件についてみると、審査請求人は本件開示請求及び本件補正回答1より、実施機関が保有する住基ネットに係る各請求対象者の本人確認情報提供状況について開示請求していることが認められる。

実施機関に確認したところ、住基ネット上から本人確認情報提供状況を抽出するためには対象となる本人の住民票コードが必要であり、住民票コードが分からない場合は氏名、現住所、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）により住民票コードを確認するものであることが認められた。

そうすると、実施機関が各請求対象者の本人確認情報提供状況を他の

保有個人情報と識別し特定するためには、住民票コード又は4情報が必要であると言えるところ、本件開示請求の際、審査請求人から提出された書類では、4情報のうち、各請求対象者の氏名、生年月日及び性別は確認できたものの、現住所は確認できなかったことが認められる。

この点、実施機関が法第77条第3項の規定により本件補正の求め2を行い、各請求対象者の本人確認情報提供状況を住基ネットから抽出するためには住民票コード又は4情報が必要なことを明示した上で、現住所等の記載を求めたところ、審査請求人の本件補正回答2では現住所等が回答されなかったことから、本件開示請求は、法第77条第1項第2号で規定する開示請求書に記載すべき「保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載したものとは言えない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し、形式上の不備があるものとして本件決定を行ったことは妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年11月 7日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和8年 1月16日	反論書の写しの受理
令和8年 6月25日	審議（令和8年度第3回第2部会）
令和8年 7月23日	審議（令和8年度第4回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会